

## 報道機関の皆さんへお知らせ

配付年月日	令和5年(2023年) 11月14日(火)	連絡先	保健環境部環境生活課 主幹 宮川 真人 TEL 0138-47-9434 内線 2951
標 題	令和5年度(2023年度)渡島地域海岸漂着物対策推進協議会の開催について		
日 時	令和5年(2023年)11月16日(木) 13:30~		
場 所	北海道渡島合同庁舎(渡島総合振興局)3階講堂		
内 容	<p>渡島地域の海岸における良好な景観と環境を保全することを目的に、関係者が連携して海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図るための情報共有、連絡調整を行う本協議会を設置しております。</p> <p>この度、次のとおり令和5年度(2023年度)の協議会を開催することとしましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和5年(2023年)11月16日(木) 13:30~</p> <p>2 場所 北海道渡島合同庁舎(渡島総合振興局)3階講堂</p> <p>3 構成員 別紙渡島地域海岸漂着物等地域対策推進協議会要綱別表1のとおり。</p> <p>4 内容 (1) 海岸漂着物組成調査について (2) 海岸漂着物対策に係る情報共有について (3) その他</p>		
取材に当たっ てのお願い			

## 渡島地域海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 渡島地域の海岸における良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図るための情報共有、連絡調整を行うことを目的とした連絡調整会議として設置する。

### (名称)

第2条 この協議会は、渡島地域海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (構成)

第3条 協議会は、別表1に定める構成機関をもって構成する。

### (議題)

第4条 協議会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること
- (2) 海岸漂着物等対策に係る普及啓発に関すること
- (3) 海岸漂着物等対策の推進に関する情報共有、連絡調整に関すること
- (4) その他必要な事項

### (会議の開催)

第5条 協議会に座長を置き、北海道渡島総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもってあてる。

2 協議会は、座長が招集するものとする。

3 協議会は、必要に応じて、構成機関以外の者を会議に出席させることができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課に事務局を置く。

### (見直し期限)

第7条 本協議会は、平成30年（2018年）4月20日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法等の見直しの検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要事項は、座長が定める。

### 附則

この要綱は、平成22年（2010年）4月28日から施行する。

平成25年（2013年）4月18日改正

平成30年（2018年）4月20日改正

令和元年（2019年）10月31日改正

令和3年（2021年）10月 1日改正

別表1 (第3条関係)

機 関 ・ 団 体 名	担 当 部 局 名	備 考
北海道開発局函館開発建設部	技術管理課	
函館海上保安部	警備救難課	
函館市	環境部環境推進課 港湾空港部管理課 農林水産部水産課	
北斗市	市民部環境課 経済部水産商工労働課	
松前町	町民課 水産課	
福島町	町民課 産業課	
知内町	生活福祉課 産業振興課	
木古内町	町民課 産業経済課	
鹿部町	民生課 水産経済課 建設水道課	
森 町	環境課 水産課 建設課	
八雲町	環境水道課	
長万部町	町民課 産業振興課	
北海道漁業協同組合連合会函館支店		
公益社団法人北海道産業資源循環協会 道南支部		
北海道環境生活部	環境局循環型社会推進課	オブザーバー
北海道渡島総合振興局	地域創生部地域政策課 産業振興部農村振興課 産業振興部水産課 函館建設管理部維持管理課 保健環境部環境生活課	事務局